

# 竜王町産後ケア事業のご案内

出産後のお母さんのからだやこころのケアや、子育て・授乳の相談が受けられる事業です。

## ★対象となる方

竜王町に住民票がある出産後1年未満の母子（流産死産を経験した方を含む）で、次のいずれかに当てはまる方（ただし、医療行為は受けられません）。

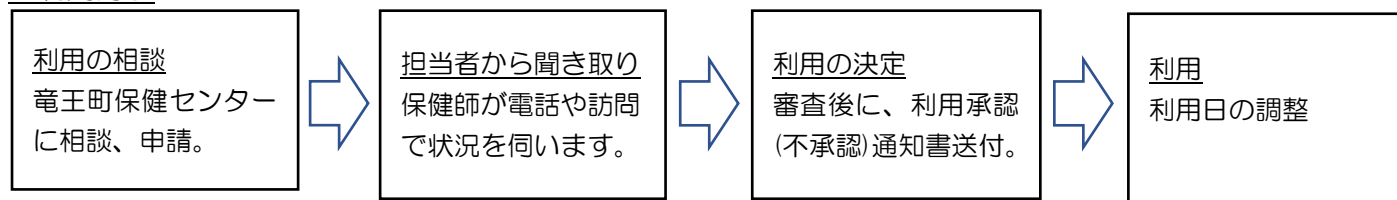
- ①産後に家族等から十分な援助が受けられない方
- ②産後の体調の回復に不安のある方
- ③育児に不安があり、相談やアドバイスが必要な方



## ★ケアの種類と料金

種類	短期入所型（ショートステイ）	通所型（デイサービス）	居宅訪問型（アウトリーチ）
ケアの内容	医療機関や助産所に宿泊してケアを受けます。	医療機関や助産所に通ってケアを受けます。	助産師が自宅を訪問しケアを受けます。 ※訪問先は竜王町内
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後の女性と赤ちゃんの健康管理</li> <li>・産後の生活のアドバイス</li> <li>・授乳や乳房ケア</li> <li>・沐浴等の育児の指導</li> <li>・産後の女性の睡眠時間の確保</li> <li>・食事の提供</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後の女性と赤ちゃんの健康管理</li> <li>・産後の生活のアドバイス</li> <li>・授乳や乳房ケア</li> <li>・沐浴等の育児の指導 など</li> </ul>
利用時間	1泊2日（24時間以内） 3食の食事を含む	日帰り（8時間以内） 昼食を含む	2時間以内
回数	短期入所型と通所型を合わせて7日まで		居宅訪問型は1日（回）まで
利用料金	1日あたり 6,400円	1日あたり 3,200円	1回あたり 1,000円
	※町民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料です。 ※利用料の一部補助について 利用料のお支払い後、申請により、一部補助を受けることができます。 短期入所型・通所型：1日につき2,500円 訪問型：1日（回）につき1,000円 合わせて5日以内が補助の対象となります。補助を受けるためには申請が必要です。		

## ★利用方法



## ★注意事項

- ・いずれも事前申請が必要です。
- ・竜王町の指定する事業所等で利用していただきます。  
利用可能期間、入退所時間は事業所によって異なります。
- ・持ち物等は利用決定後に利用事業所にお問い合わせください。
- ・利用をキャンセルされる場合は、利用日の3日前までに、竜王町保健センターまたは利用事業所までご連絡ください。  
連絡なく利用されなかった場合、キャンセル料は利用者の負担となります。

—申込み・お問い合わせ先—  
 竜王町健康推進課（保健センター内）  
 竜王町大字小口5-1  
 電話：0748-58-1006  
 FAX：0748-58-1007